

茨城県建築基準条例の一部を改正する条例の概要について

1 条例の趣旨

建築物の敷地、構造又は建築設備に関する安全上、防火上又は衛生上必要な制限の付加等に関し、必要な事項を定めるもの（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）の上乗せ、横出し等）

2 改正理由

法等の一部改正により、防火・避難規定の緩和措置が創設・拡充されたことに伴い、条例にも同様の緩和措置を規定するため、所要の改正をしようとするもの

<法改正の概要>

- ・防火規制等に係る「別棟みなし規定」の創設
 - 【現 行】木造と鉄筋コンクリート造等を併用する混構造建築物や複合用途建築物の場合、建築物全体に厳しい規制が適用
 - 【改 正】延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等で区画する場合、区画された部分ごとに規制を適用
- ・既存不適格建築物に対する制限の緩和を拡充
 - 【現 行】既存不適格建築物（建築時点では適法だったが、その後の法改正などで不適格な部分が生じた建築物）において、増築等する場合は、原則として建築物全体を現行規定に適合させる必要があり、既存遡及の緩和措置は限定的
 - 【改 正】既存遡及を緩和する規定を大幅に拡充

3 改正内容

法と同様の規定を創設することで、緩和内容の整合性を確保

- ・「別棟みなし規定（火熱遮断壁等で区画）」の創設
- ・「既存不適格建築物に対する制限の緩和」の拡充

4 施行日

公布の日（令和 7 年 3 月 27 日）